

○松本市「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度実施要綱

平成28年7月13日

告示第299号

改正 平成30年8月30日告示第252号

(目的)

第1条 この要綱は、食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスを「もったいない」の気持ちで事業者と行政が協力して減らすことにより、本市における一般廃棄物の減少を図るため、食品ロス削減を推進する飲食店、宿泊施設等、小売店等又は事業所等を松本市「残さず食べよう！」推進店（以下「推進店」という。）又は松本市「残さず食べよう！」推進事業所（以下「推進事業所」という。）として認定することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店、宿泊施設等 市内で営業を行う飲食店、宿泊施設その他食事を提供する施設
- (2) 小売店等 市内で営業を行う食料品小売店
- (3) 事業所等 市内に所在する事業所又は団体
- (4) 残さず食べよう！30・10運動 宴会や会合等において食事開始後の30分間は席を立たずに料理を楽しみ、食事終了前の10分間は自席に戻って料理を楽しむ運動
- (5) プラチナメニュー 量より質を重視したメニュー

(申請)

第3条 推進店の認定を受けようとする飲食店、宿泊施設等、小売店等は松本市「残さず食べよう！」推進店認定申請書（様式第1号）に、推進事業所の認定を受けようとする事業所等は松本市「残さず食べよう！」推進事業所認定申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(認定基準)

第4条 推進店及び推進事業所の認定基準は、それぞれ別表に掲げる取組項目のうち二つ以上の項目に取り組んでいることとする。

(認定)

第5条 市長は、第3条の申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、適

当と認めるときは、推進店又は推進事業所に認定し、松本市「残さず食べよう！」推進店・事業所認定証（様式第3号）、食品ロス削減に資する啓発品等（以下「認定証等」という。）を交付するものとする。

（認定証等の掲示及び広報）

第6条 前条の規定により認定を受けた推進店及び推進事業所（以下「認定店等」という。）は、店内又は店頭若しくは事業所の人目にふれる場所に認定証等を掲示する等し、食品ロス削減の取組みの実践、周知又は啓発に努めるものとする。

2 市長は、認定店等に関する情報を市のホームページ等を利用して、広く市民等に周知するものとする。

（認定の辞退）

第7条 認定店等は、廃業等によりその営業を終了したとき又は認定の継続を希望しないときは、松本市「残さず食べよう！」推進店・事業所認定辞退届（様式第4号）により市長に届出をし、併せて認定証等を返還するものとする。

（変更の届出）

第8条 認定店等は、第3条の申請書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに、松本市「残さず食べよう！」推進店・事業所内容変更届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定店等が次の各号のいずれかに該当するときは、松本市「残さず食べよう！」推進店・事業所認定取消通知書（様式第6号）により、認定を取り消すことができる。

- (1) 第7条に規定する届出があったとき。
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めるとき。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた認定店等は、認定証等を市長に返還しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月13日から施行する。

附 則（平成30年8月30日告示第252号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年8月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の松本市「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度実施要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度実施要綱の規定による様式とみなす。

別表（第4条関係）

区分	取組項目
推進店 (飲食店・宿泊 施設等)	(1) 残さず食べよう！30・10運動の周知又は啓発 (2) プラチナメニューの提供 (3) 食べ残しの持ち帰りへの対応 (4) 小盛りメニューの提供 (5) その他食品ロス削減に資する取組み
推進店 (小売店等)	(1) 食品ロスに関することについての店内における周知又は啓発 (2) ばら売り、少量パック販売等の実施 (3) 値引き販売による食料品廃棄の抑制 (4) フードバンク等への提供や食品リサイクルの実施 (5) その他食品ロス削減に資する取組み
推進事業所	(1) 残さず食べよう！30・10運動の実践 (2) 残さず食べよう！30・10運動又は食品ロスに関することについての事業所内における周知又は啓発 (3) 残さず食べよう！30・10運動の実践又は食品ロス削減に関する取組みについての事業所外への広報 (4) その他食品ロス削減に資する取組み